

栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する運用について

（趣旨）

1. 本運用は、「栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領（案）」（以下「試行要領」とする）により遠隔臨場を実施するのにあたり、当面の運用を定めるものである。

（対象工事）

2. 対象工事は環境森林部が発注する土木工事の内、「段階確認、材料確認又は立会を映像確認できる工種」及び「本試行を実施可能な通信環境を確保できる現場」とし、特に以下の条件のいずれかにあてはまるものが望ましい。
 - ・ 構造物等の立会頻度が多い工事
 - ・ 施工現場が遠隔地等であり、立会等を実施するにあたり、発注者が施工現場との往復に多くの時間を要する工事（概ね片道30分以上を要するもの）

（試行方法）

3. 試行を行うにあたっては、試行要領によることを基本とするが、当面の実施方法を以下の（1）および（2）のとおり定める。

（1）工事の取扱い

① 新規発注工事

ア) 試行を行うにあたり、発注時に特記仕様書に記載することとする。

② 施工中の工事

ア) 2.対象工事に合致する工事については、受注者に要請し試行可能の回答が得られた場合は、設計変更により発注者指定型として試行することも可とする。

イ) 令和2（2020）年4月28日付け森整号外「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に要する追加費用について」に基づく感染拡大防止対策として実施する場合は、発注者指定型として実施する。

ウ) ア)、イ)によらず、受注者から遠隔臨場試行の希望があった場合は、受注者希望型として試行することも可とする。

（2）費用の負担

試行にかかる費用の負担については、以下の通りとする。

発注者指定型：試行にかかる費用の全額を共通仮設費に積上げ計上する。

費用は、当初設計では計上せずに、設計変更時に計上するものとする。

受注者希望型：試行にかかる費用の全額を受注者の負担とする。

【発注者指定型における費用の算出方法】

試行にかかる費用については、「Z0041 共通仮設費計積上（現場、一般管理費対象外）」の配下に積上げ計上する。

機器の手配は基本的にリースとし、その賃料を計上することとするが、やむを得ず購入せざるを得ない機器がある場合は、その購入費に、機器の耐用年数に対する使用期間割合を乗じた分を計上することとする。また、受注者が所持する機器を使用する場合も、基本的には同様の考え方とする。

※耐用年数は、下記の国税庁 HP を参照

例) カメラ、ネットワークオペレーティングシステム、アプリケーションソフト：5年
ハブ、ルーター、リピーター、LAN ボード：10年

<https://www.keisan.nta.go.jp/h30yokuaru/airoshinkoku/hitsuyokeihi/genkashokya/kuhi/taiyonensuhyo.html>

〈費用のイメージ〉

- ①撮影機器、モニター機器の賃料（又は損料）
- ②撮影機器の設置費（移設費）
- ③通信費
- ④その他（ライセンス代、使用料等）

〈留意点〉

- ・従来の立会、確認に要する費用は、共通仮設費として率計上されているため、本試行にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を計上すること。なお、費用の計上は、受注者から見積もりを徴収し、対応すること。
- ・なお、従来の費用と分離して計上することが困難なものは積上げ計上の対象外とする。

（その他）

4. 本運用による遠隔臨場の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに受発注者間で協議のうえ対応するものとする。

附 則

本運用は、令和3（2021）年1月10日から適用する。

参考資料

特記仕様書（記載例）

□本工事は「遠隔臨場試行工事（発注者指定型）」の対象工事である。

□本工事は「遠隔臨場試行工事（受注者希望型）」の対象工事である。

実施については受発注者間で協議を行い、実施内容については施工計画書に記載すること。

詳細は、『栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する試行要領（案）』及び『栃木県環境森林部建設現場の遠隔臨場（監督）に関する運用について』による。

（遠隔臨場試行工事）

受注者における「段階確認に伴う手待ち時間の削減や確認書類の簡素化」及び発注者における「現場臨場の削減による効率的な時間の活用」等を目指し、ウェアラブルカメラ等による映像と音声の双方向通信を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場の試行を行う工事。